

(仮称) 新スケート・カーリング場整備事業

設計建設等請負契約書 (案)

令和8年4月
札幌市

(仮称) 新スケート・カーリング場整備事業
設計建設等請負契約書 (案)

- 1 事業名 (仮称) 新スケート・カーリング場整備事業
- 2 履行場所 北海道札幌市東区栄町885番地 1
- 3 事業期間 この契約が本契約として成立する日から令和12年(2030年)11月29日まで
ただし、建設業務及び工事監理業務については申請予定の補助金・交付金の交付内定日
(補助金・交付金の対象工事に限る)以降に着手するものとする。
- 4 請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

[請負代金の内訳]

- | | | |
|----------------------|---|----|
| 設計業務費 | 円 | |
| (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | 円) |
| うち基本設計費 | | |
| (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | 円) |
| 設計業務費の残額 | | |
| (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | 円) |
| 建設業務費 | 円 | |
| (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | 円) |
| 工事監理業務費 | 円 | |
| (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | 円) |
- 5 契約保証金 本約款第6条第1項第 号とする。
 - 6 解体工事に要する費用等 別紙1のとおり
 - 7 建築士法第22条の3の3に定める記載事項 別紙2のとおり
 - 8 特約事項

(1) この契約において、各会計年度における請負代金額の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)及び建設業務に係る出来高予定額(以下「出来高予定額」という。)は次のとおりとする。

年度	支払限度額 (円:税込)	出来高予定額 (円:税込)
令和8年度	0円	0円
令和9年度	●●●●●	0円
令和10年度	●●●●●	●●●●●
令和11年度	●●●●●	●●●●●
令和12年度	残額	●●●●●

ただし、前会計年度における支払未済額(前会計年度における支払限度額から前会計年度における支払額を控除した額をいう。)は、当該会計年度における支払限度額に加算するものとする。

(2) 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

上記の業務について、発注者と受注者(【建設企業名】(以下「代表企業」及び「建設企業」という。)[注:特定建設工事共同企業体を結成する場合は、「【特定建設工事共同企業体名】(【代表企業名】(以下「代表企業」という。))を特定建設工事共同企業体の代表者、【JV構成員名】を特定建設工事共同企業体の構成員とする特定建設工事共同企業体。以下「建設企業」という。)]、【設計企業名】(以下「設計企業」という。))、【工事監

理企業名】（以下「工事監理企業」という。）を総称して又は個別にいう。以下同じ。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添契約約款によって仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は仮契約であって、この契約の締結について、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年条例第6号）の定めるところにより議会の同意を得た場合、当該議決日をもって本契約として成立することを確認する。この場合において、当該議決がなされた日を本契約の締結日とし、当該日を事業期間の開始日とする。ただし、札幌市議会の議決を得られないときには、この仮契約は無効とし、発注者は受注者に対して損害賠償の責は負わないものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上で、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
札幌市長 秋元 克広 ⑩

受注者
建設企業（受注者の代表企業）
【住所】
【社名】
【役職・氏名】 ⑩

設計企業
【住所】
【社名】
【役職・氏名】 ⑩

工事監理企業
【住所】
【社名】
【役職・氏名】 ⑩

※建設企業について、特定建設工事共同企業体を組成する場合は以下のように記載すること。

建設企業
【特定建設工事共同企業体名】
特定建設工事共同企業体の代表者（受注者の代表企業）
【住所】
【社名】
【役職・氏名】 ⑩

特定建設工事共同企業体の構成員
【住所】
【社名】
【役職・氏名】 ⑩

(仮称) 新スケート・カーリング場整備事業契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、本約款に基づき、本事業に係る入札説明書等（本事業の入札説明書、要求水準書、要求水準書資料、貸与資料及びこれらに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（本約款、入札説明書等及び受注者が発注者に提出した技術提案書（以下「技術提案書」という。）の履行を目的とする請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、本約款、入札説明書等及び技術提案書の間には矛盾又は齟齬がある場合は、本約款、質問回答書、要求水準書、入札説明書、技術提案書、設計図書、要求水準書資料及び貸与資料の順にその解釈が優先するものとする。ただし、技術提案書又は設計図書の内容が入札説明書等に示された要求水準より上回る性能、品質又は機能を有すると発注者が認める場合は、技術提案書又は設計図書を入札説明書等より優先するものとする。
- 2 受注者は、入札説明書等及び技術提案書に示された受注者の行う業務（以下「各業務」という。）を行う。
- 3 設計業務は入札説明書等及び技術提案書に基づき設計企業が行い、設計図書（基本設計図書、実施設計図書及びその他付随する設計業務の成果物をいう。以下同じ。）を完成させる。
- 4 建設業務は入札説明書等、技術提案書及び設計図書に基づき建設企業が行い、工事目的物（この契約の目的物たる構造物をいう。以下同じ。）を完成させる。
- 5 工事監理業務は入札説明書等、技術提案書及び設計図書に基づき工事監理企業が行い、工事監理報告書（建築士法第20条第3項に規定する工事監理報告書及びその他付随する業務の成果物をいう。以下同じ。）を完成させる。
- 6 受注者は、この契約に規定される事業期間内に第2項から前項の成果品（入札説明書等に規定される受注者が発注者に納品すべき書類、及び工事目的物。以下同様とする。）を完成し、発注者に引き渡すものとし、発注者はこの契約の請負代金（以下「請負代金」という。）を受注者に支払うものとする。
- 7 各業務の履行方法及び成果品を完成するために必要な一切の手段については、本約款、入札説明書等、及び技術提案書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 8 発注者は、入札説明書等（要求水準書を含む。）に適合した成果品を完成させるため、各業務に関する指示を受注者又は受注者の技術者等（第3条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する者をいう。）に対して行うことができる。受注者又は受注者の技術者等は、正当な理由がない限り、速やかに当該指示に従わなければならない。なお、当該指示は、受注者の本契約に基づく責任及び義務を免除又は軽減するものではない。
- 9 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 10 受注者は、発注者の承諾なく、成果品を他人（本事業の請負人等又は受注者等を除く。）に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。
- 11 本約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 12 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 13 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 14 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 15 本約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 16 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、入札説明書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 17 本約款及び入札説明書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

- 18 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 19 この契約に係る訴訟については、発注者の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 20 設計業務は【設計企業名】が、工事監理業務は【工事監理企業名】が、建設業務は【建設企業】〔注：特定建設工事共同企業体を結成する場合は、特定建設工事共同企業体を指す〕がそれぞれ担当し、当該業務に関して受注者が負担する債務、義務又は責任は当該担当企業が負担する。なお、建設企業が特定建設工事共同企業体を結成する場合、建設業務に関して受注者が負担する債務、義務又は責任は当該企業体の代表者である【代表者名】及び当該企業体の構成員である【構成員名】が連帯して負担する。
- 21 この契約に別段の定めがない限り、この契約に基づく請負代金額に関する一切の行為、契約保証金に関する一切の行為、契約の解除に関する一切の行為、その他契約全体に関わる一切の行為（以下個別に又は総称して「契約全体行為」という。）については、発注者は受注者の代表企業である【代表企業名】に対して行うものとし、発注者が当該代表企業に対して行った契約全体行為は、受注者の全員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して契約全体行為について当該代表企業を通じて行わなければならない。
- 22 受注者は、発注者に対し、業務を遂行する上で必要と認められる説明を行うよう努めなければならない。
- 23 この契約で特に定義する場合を除き、この契約で使用する用語の意義は、本事業の入札公告時に公表した「（仮称）新スケート・カーリング場整備事業 入札説明書」（以下「入札説明書」という。）の定義に従うものとする。

（関連工事の調整）

第2条 発注者は、受注者が行う各業務及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（統括責任者及び設計業務における管理技術者等）

第3条 受注者は、本契約の締結後速やかに、次の各号に掲げる者を入札説明書等及び技術提案書に定めるところにより配置し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 統括責任者
 - (2) 設計責任者（管理技術者）
 - (3) 設計担当者（建築、構造、電気設備及び機械設備）
- 2 統括責任者は本事業の各業務を統括し、この契約を円滑に履行するための事業管理、各種調整及び発注者との連絡窓口を担当する。
 - 3 設計責任者（管理技術者）は、この契約の履行に関し、本事業の設計の管理及び統轄を行う。
 - 4 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを設計責任者（管理技術者）に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
 - 5 発注者は、第1項各号の技術者等の業務内容が著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 6 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 7 受注者は、事故・病気等やむを得ない事由により、第1項各号の技術者等が長期間欠ける場合にあっては、速やかに新たな技術者等の配置を発注者に任意様式書類にて申請し、発注者の承諾を得なければならない。この場合において、新たに配置する技術者等は、変

更前の技術者等と同等以上の技術的要件及び技術提案書において評価された能力と同等以上の能力を有する者でなければならない。

(設計業務)

- 第4条 受注者は、この契約の定めるところに従い、入札説明書等及び技術提案書に基づき設計業務を行い、本契約の締結後速やかに設計業務に着手するものとする。
- 2 受注者は、入札説明書等及び技術提案書の定めるところに従い設計業務に必要な設計業務に係る調査業務を行うものとする。
 - 3 受注者は、設計業務に着手するに当たり、入札説明書等及び技術提案書の定めるところに従い、入札説明書等及び技術提案書に定める書類を発注者に提出し、発注者の承諾を得るものとする。
 - 4 受注者は、設計業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、第三者の商号及び住所その他発注者が求める事項を記載した書面を発注者に提出し、かつ、発注者から承諾を得るものとする。
 - 5 受注者は、入札説明書等及び技術提案書の定めるところに従い、定期的に本事業の全般に関する調整事項に係る会議の企画運営、計画・報告書類の作成を行う。
 - 6 発注者は、受注者に対し、設計業務の内容及び進捗状況に関して、受注者に対して随時に説明を求めることができるほか、計画書・報告書・その他の関連資料の提出を求めることができるものとする。
 - 7 受注者は、基本設計着手時、基本設計完了時、実施設計着手時、及び実施設計完了時の各段階において、発注者所定の様式により発注者に通知するものとする。また、基本設計図書又は実施設計図書が完成した場合、その都度速やかに、入札説明書等の定める方法により当該設計図書を発注者に提出し、発注者の承諾を得るものとする。
 - 8 発注者は、前項に基づいて提出された各設計図書が以下のいずれかに該当する場合、当該設計図書の受領後14日以内に当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう受注者に対して通知することができる。
 - (1) 法令、本約款、入札説明書等及び技術提案書の水準を満たさない場合
 - (2) 法令、本約款、入札説明書等及び技術提案書の内容に適合していない場合
 - (3) 法令、本約款、入札説明書等及び技術提案書の内容を逸脱している場合
 - 9 受注者は、前項の通知を受けた場合、速やかに当該箇所を是正するものとする。ただし、受注者が発注者の通知の内容に意見を述べ、発注者がその意見を合理的と認めた場合は、この限りでない。
 - 10 前項の是正に要する一切の費用は、受注者の負担とする。ただし、当該是正を要する箇所が入札説明書等の明示的な記載に従ったものであることが認められる場合、発注者の指示の不備・誤りによる場合その他の発注者の責めに帰すべき理由による場合、発注者は、当該是正に係る受注者の増加費用及び損害を合理的な範囲で負担するものとする。ただし、受注者が当該入札説明書等の記載又は発注者の指示の不備・誤りが不相当であることを知りながら発注者に異議を述べなかった場合その他の受注者の故意又は過失による発注者の責めに帰すべき理由の看過の場合は、この限りでない。
 - 11 第8項に基づいて受注者が是正を行った場合、受注者は、直ちに是正された設計図書を発注者に提出し、発注者の承諾を得るものとする。この場合、当該承諾手続は、第7項から前項までの例によるものとする。ただし、是正された設計図書が第8項第1号から第3号に該当する場合、第8項に掲げる14日以内の定めは適用せず、発注者は速やかに当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう受注者に対して通知することができる。
 - 12 受注者は、設計図書が発注者により受領された後14日以内に発注者から第8項の通知（前項によって準用された場合を除く。）がない場合は、第7項の承諾がなされたものとみなし、次の工程に進むことができる。ただし、発注者は14日以内に通知を行うことが困難であることの合理的な理由がある場合においては、相当な期間、当該期限の延長を行うことができ、その場合、発注者はその旨受注者に通知するものとする。なお、本項に基づく承諾（みなし承諾を含む。）は、当該設計図書が入札説明書等及び技術提案書の内容に

適合していることを発注者が保証するものではなく、受注者の本契約に基づく責任及び義務（契約不適合責任を含む。）を免除又は軽減するものではない。

- 13 受注者は、発注者による設計図書の承諾の日から7日以内に、次に着手すべき業務の着手届を発注者に提出しなければならない。
- 14 本条第1項から前項までの規定は、第31条、又は第32条、又は第44条に基づいて受注者が技術提案書、又は設計図書を変更する場合に準用する。ただし、発注者が受注者に対して、前項の書類の提出が不要である旨を通知した場合は前項の適用についてはこの限りではない。

（工程表及び請負代金額内訳表）

- 第5条 受注者は、本契約の締結後5日以内に、入札説明書等及び技術提案書に基づいて本事業全体を対象とした全体工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は必要があると認めるときは、前項の工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
 - 3 受注者は、本契約の締結後5日以内及び実施設計完了後速やかに、請負代金額内訳表を作成し、発注者に提出しなければならない。なお、作成方法等は入札説明書等のほか、発注者及び受注者が協議の上、発注者が定める。
 - 4 発注者は必要があると認めるときは、前項の請負代金額内訳表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその説明や補足修正等を請求することができる。ただし、発注者は7日以内に請求を行うことが困難であることの合理的な理由がある場合においては、相当な期間、当該期限の延長を行うことができ、その場合、発注者はその旨受注者に通知するものとする。
 - 5 工程表及び請負代金額内訳表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
 - 6 請負代金額内訳表には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
 - 7 本約款の規定により工程表又は設計図書が変更された場合、発注者が必要と認めたときは、発注者は、受注者に対して工程表、設計図書、請負代金額内訳表の全部又はいずれかの再提出を請求することができる。この場合において、発注者の請求後における発注者及び受注者の責務等は第1項から第6項までを準用する。

（契約の保証）

- 第6条 受注者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
 - 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第66条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
 - 4 第1項の規定により、受注者が第1項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、第1項第4号又は第

5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額に変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第7条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果品並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第25条第2項の規定による検査に合格したもの及び第51条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の帰属)

第8条 成果品が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)(以下、この条から第12条までにおいて「著作権等」という。)は、著作権法の定めるところに従うものとする。

(著作物等の利用の許諾)

第9条 受注者は発注者に対し、次の各号に掲げる成果品の利用を許諾する。この場合において、受注者は次の各号に掲げる成果品の利用を発注者以外の第三者に許諾してはならない。

(1) 成果品を利用して建築物を1棟(成果品が2以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき1棟ずつ)完成すること。

(2) 第1号の目的及び工事目的物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果品を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委任した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

2 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる工事目的物の利用を許諾する。

(1) 工事目的物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

(2) 工事目的物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

(著作者人格権の制限)

第10条 受注者は、発注者に対し、成果品の内容を自由に公表することを許諾する。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 成果品の内容を公表すること。

(2) 工事目的物に受注者の実名又は変名を表示すること。

3 受注者は、前条の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

(著作権等の譲渡禁止)

第11条 受注者は、成果品に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受注者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害の防止)

第12条 受注者は、その作成する成果品が、第三者の有する著作権等を侵害するものでない

ことを、発注者に対して保証する。

- 2 受注者は、その作成する成果品が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第13条 受注者は、各業務の全部若しくは成果品のうち主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する成果品に係る業務の履行を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(意匠の実施の承諾等)

第14条 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は設計成果物によって表現される建築物若しくは工事目的物の形状等について意匠法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、当該建築物又は当該工事目的物に係る意匠の実施を承諾するものとする。

- 2 受注者は、前項に定める建築物又は工事目的物の形状等に係る意匠登録を受けの権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委任先又は下請負先の通知)

第15条 発注者は、受注者に対して、再委託先又は再発注先（以下「下請負人」という。）の商号又は名称その他発注者が必要と認める事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第16条 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「未加入業者」という。）を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、未加入業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合は、未加入業者を下請負人とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該未加入業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行した事実を確認するとともに、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

(特許権等の使用)

第17条 受注者は、特許権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を総称していう。以下同じ。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、入札説明書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第18条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、本約款の他の条項に定めるもの及び本約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、入札説明書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の技術者等（第3条第1項、第19条第1項、第20条第1項に規定する者をいう。）に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 入札説明書等及び設計図書に基づく建設業務のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 入札説明書等及び設計図書に基づく工程の管理、立会い、建設業務における施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
 - (4) 第2条に規定する関連工事の調整
 - (5) 事業期間の延長についての受注者との事前協議
 - (6) 第42条に規定する第三者に及ぼした損害及び第43条に規定する不可抗力による損害の調査
 - (7) その他この契約に基づき受注者が行うべき業務の履行上必要な事項
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員に本約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面をもって行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、本約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、入札説明書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、本約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。
- 7 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 8 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（現場代理人及び監理技術者等）

第19条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて履行場所に設置し、入札説明書等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
 - (2) 施工責任者（監理技術者）
 - (3) 施工担当者
- 2 発注者は、前項各号の技術者の業務内容が著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、事業期間の変更、請負代金の請求及び受領、第24条第1項の請求の受理、第24条第2項の決定及び通知、並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の建設業務に係る一切の権限を行使することができる。
- 5 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の履行場所における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事場所における常駐を要しないこととすることができる。
- 6 受注者は、第4項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 7 施工責任者（監理技術者）は「統括責任者」及び「現場代理人」の一方又は両方を兼ねることができる。

- 8 受注者は、事故・病気等やむを得ない事由により、第1項各号の技術者等が長期間欠ける場合にあっては、速やかに新たな技術者等の配置を発注者に任意様式書類にて申請し、発注者の承諾を得なければならない。この場合において、新たに配置する技術者等は、変更前の技術者等と同等以上の技術的要件及び技術提案書において評価された能力と同等以上の能力を有する者でなければならない。

(工事監理業務)

第20条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて履行場所に設置し、入札説明書等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 工事監理責任者(管理技術者)
 - (2) 工事監理担当者(建築、構造、電気設備及び機械設備)
- 2 工事監理責任者(管理技術者)は、この契約の履行に関し、工事監理業務の管理及び統轄を行う。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを工事監理責任者(管理技術者)に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、工事監理業務に着手するに当たり、入札説明書等の定めるところに従い、入札説明書等及び技術提案書に定める書類を発注者に提出し、発注者の承諾を得るものとする。
- 5 受注者は、工事監理業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、第三者の商号及び住所その他発注者が求める事項を記載した書面を発注者に提出し、かつ、発注者から承諾を得るものとする。
- 6 受注者は、入札説明書等及び技術提案書の定めるところに従い、定期的に本事業の全般に関する調整事項に係る会議の企画運営、計画・報告書類の作成を行う。
- 7 発注者は、受注者に対し、工事監理業務の内容及び進捗状況に関して、受注者に対して随時に説明を求めることができるほか、計画書・報告書・その他の関連資料の提出を求めることができるものとする。
- 8 発注者は、第1項の工事監理責任者(管理技術者)又は工事監理担当者の業務内容が著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 9 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 10 受注者は、事故・病気等やむを得ない事由により、第1項各号の技術者等が長期間欠ける場合にあっては、速やかに新たな技術者等の配置を発注者に任意様式書類にて申請し、発注者の承諾を得なければならない。この場合において、新たに配置する技術者等は、変更前の技術者等と同等以上の技術的要件及び技術提案書において評価された能力と同等以上の能力を有する者でなければならない。

(地元関係者との交渉等)

第21条 この契約の履行における地元関係者との交渉等(住民運動や訴訟に対する対応も含む。)は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

- 2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立ち入り)

第22条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(履行報告)

第23条 受注者は、入札説明書等に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(措置請求)

第24条 第3条、第18条、第19条、第20条に定めるほか、発注者又は監督員は、受注者の業務内容がこの契約、入札説明書等、及び技術提案書に照らし合わせ、著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第25条 工事材料の品質については、入札説明書等及び技術提案書に基づき受注者が設計図書で定め、発注者が承諾したものによる。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。ただし、これによりがたい場合は、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

4 受注者は、履行場所に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに履行場所外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に履行場所外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い、工事記録の整備等)

第26条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上、調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上、施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、第1項及び前項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は施工を行うときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第27条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないことを認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質又は規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、入札説明書等若しくは技術提案書又は設計図書に定めるところにより、事業の完成、入札説明書等若しくは技術提案書又は設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が入札説明書等若しくは技術提案書又は設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(事業用地の確保等)

第28条 発注者は、事業用地その他入札説明書等において定めた工事の施工上必要な用地（以下「事業用地等」という。）を受注者が工事目的物の施工上必要とする日（入札説明書等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された事業用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事目的物の完成、入札説明書等の変更等によって事業用地等が不用となった場合において、事業用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、事業用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は事業用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、事業用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合に

おいては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 5 第3項に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(入札説明書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第29条 受注者は、工事目的物の施工部分が入札説明書等若しくは技術提案書又は設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第25条第2項又は第26条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事目的物の施工部分を破壊して検査することができる。

- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事目的物の施工部分が入札説明書等若しくは技術提案書又は設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事目的物の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 4 第2項又は前項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(入札説明書等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第29条の2 受注者は、設計業務の内容が入札説明書等、技術提案書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(入札説明書等と業務内容が一致しない場合の履行責任)

第29条の3 受注者は、工事監理業務の内容が入札説明書等、技術提案書、設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第30条 受注者は、各業務の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 入札説明書等が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

- (2) 入札説明書等、技術提案書、又は設計図書に誤謬又は脱漏があること。

- (3) 入札説明書等、技術提案書、又は設計図書の表示が明確でないこと。

- (4) 事業用地の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等について、入札説明書等、技術提案書、又は設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の事業用地が一致しないこと。

- (5) 入札説明書等、技術提案書、又は設計図書で明示されていない履行条件について予

期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して、入札説明書等の訂正又は変更は発注者が行い、技術提案書、設計図書の訂正又は変更は受注者が行わなければならない。
- 5 前項の規定により入札説明書等、技術提案書又は設計図書の訂正若しくは変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、技術提案書が第1項の事実と該当する等受注者の責めに帰すべき事由による場合は、受注者に生じた増加費用又は損害は受注者が負担するものとする。

（発注者による入札説明書等、技術提案書、又は設計図書の変更）

- 第31条 発注者は、必要があると認めるときは、入札説明書等、技術提案書又は設計図書の変更内容を受注者に通知して、入札説明書等を変更し、又は受注者に技術提案書若しくは設計図書の変更を求めることができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負代金額（設計業務を除く）を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によるときは、受注者が当該費用を負担する。

（受注者による入札説明書等、技術提案書、又は設計図書の変更）

- 第32条 受注者は、必要があると認めるときは、入札説明書等、技術提案書、又は設計図書の変更に係る協議を申し入れることができる。
- 2 発注者は、前項の申し入れを受理した場合は、その内容を真摯に検討し、必要に応じ協議に応じるものとする。
 - 3 前項において、発注者が受注者の協議に応じる場合、第1項に規定する変更に係る費用は受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者が当該費用を負担する。なお、発注者と受注者の協議の結果、費用の変更を伴わない設計図書の変更を行う場合はこの限りではない。
 - 4 前項の協議の結果は、受注者が変更申請理由、変更内容、変更費用、発注者の承諾理由等を変更協議録としてとりまとめ、発注者の承諾を受けるものとする。

（本事業の中止）

- 第33条 事業用地等の確保ができない等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは事業用地の状態が変動したため、受注者が各業務を履行できないと認められるときは、発注者は、本事業の中止内容を直ちに受注者に通知して、本事業の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本事業の中止内容を受注者に通知して、本事業の全部又は一部を一時中止させることができる。
 - 3 発注者は、第1項又は前項の規定により本事業を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本事業の続行に備え事業用地を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他

の本事業の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い事業期間の禁止)

第34条 発注者は、事業期間の延長又は短縮を行うときは、本事業に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により本事業の各業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による事業期間の延長)

第35条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により事業期間内に事業を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に事業期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、事業期間を延長しなければならない。発注者は、その事業期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による事業期間の短縮等)

第36条 発注者は、特別の理由により事業期間を短縮する必要があるときは、事業期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(事業期間の変更方法)

第37条 事業期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が事業期間の変更事由が生じた日(第35条の場合にあっては、発注者が事業期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が事業期間変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第38条 発注者は、請負代金額を変更するときは、原請負代金額から原請負代金額に110分の10を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)を控除した額に新設計金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した額を乗じ原設計金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した額で除して得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てることができる。)に、1.10を乗じて得た額を新請負代金額として受注者に通知する。ただし、特にこれによりがたい場合は、請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 第31条、第32条、第33条、第37条、この条第1項及び第39条の規定により変更が行われる場合において、受注者は発注者の指定する期間内に請書を提出しなければならない。

4 本約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第39条 発注者は、この約款本文に定める場合のほか、別紙3の定めるところにより請負代金額の変更を行う。

(臨機の措置)

第40条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第41条 成果品の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害、その他各業務の履行に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第43条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第73条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 天災その他の不可抗力によって生じた損害でそのすべてを受注者に負担させることが著しく公正を害すると認められる場合は、発注者がその一部又は全部を負担する。ただし、その損害額及び負担額は、発注者の認定したところによるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第42条 各業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第73条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 第1項の規定にかかわらず、損害のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

4 前3項の場合、その他事業を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第43条 工事目的物の引渡し前に、天災等発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第73条第1項の規定により

付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であって第25条第2項、第26条第1項若しくは第2項又は第51条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える入札説明書等、技術提案書、又は設計図書の変更)

第44条 発注者は、第17条、第29条から第33条まで、第35条、第36条、第39条から第41条まで、前条又は第47条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて入札説明書等若しくは技術提案書又は設計図書を変更することができる。この場合において、入札説明書等若しくは技術提案書又は設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第45条 受注者は、設計業務、工事監理業務又は建設業務が完了したときは、その都度、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの

上、入札説明書等に定めるところにより、設計業務については基本設計図書若しくは実施設計図書、建設業務については工事、工事監理業務については業務報告書の完成を確認するための検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって基本設計図書若しくは実施設計図書、工事又は業務報告書の完成を確認した後、受注者が当該設計図書、工事目的物又は業務報告書の引渡しを申し出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、その引渡しを各業務に係る業務費の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、基本設計図書若しくは実施設計図書、工事又は業務報告書が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補又は追完して、発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補又は追完の完了を基本設計図書若しくは実施設計図書、工事又は業務報告書の完成とみなして第1項から前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第46条 受注者は、前条第4項の引渡しを終えたときは、別紙3の定めに従い基本設計図書若しくは実施設計図書の引渡しについては基本設計業務費若しくは実施設計業務費、工事目的物の引渡しについては建設業務費、工事監理業務に係る業務報告書の引渡しについては工事監理業務費の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から別紙3の定める日数以内に当該業務費を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第47条 発注者は、第45条第4項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第48条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第51条第1項の建設業務費相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額。以下「当該会計年度出来高予定額」という。）の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。ただし、特別の事情があるときは、発注者と受注者とが協議のうえ14日を超えて支払うことができる。
- 4 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、当該会計年度出来高予定額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、第51条第1項の規定により部分払の請求を行った場合においては、請求することができない。
- 5 受注者は、第4項の規定による中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、遅滞なく認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 受注者は、当該会計年度出来高予定額が著しく増額された場合においては、その増額後の当該会計年度出来高予定額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び第49条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条及び次条において同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 7 受注者は、当該会計年度出来高予定額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の当該会計年度出来高予定額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、当該会計年度出来高予定額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、当該会計年度出来高予定額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。
- 10 前会計年度末における第51条第1項の建設業務費相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、前各項の規定にかかわらず、受注者は、第51条第1項の建設業務費相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 11 前会計年度末における第51条第1項の建設業務費相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第49条第3項の規定を準用する。

（保証契約の変更）

- 第49条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、当該会計年度出来高予定額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない事業期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第50条 受注者は、前払金を、建設業務費の内、工事目的物の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この事業において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料等に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。なお、現場管理費及び一般管理費のうちこの工事の施工に要する費用に充てられる前払金の額は、前払金の総額の100分の25を上限とするものとする。

(部分払)

第51条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第25条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する建設業務費に相当する額（以下「建設業務費相当額」という。）の10分の9以内の額について、次項から第8項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、第48条第4項の規定により中間前払金の支払いの請求を行った場合においては、最終の会計年度以外の各会計年度末を除き、請求することができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 前会計年度末における建設業務費相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

7 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において建設業務費相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第5項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(1) 中間前払金の支払いを受けている場合の算式

$$\text{部分払金の額} \leq \text{建設業務費相当額} \times 9 / 10 - \text{前会計年度までの建設業務費に係る支払金額} - \{ \text{建設業務費相当額} - (\text{前会計年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額}) \} \times (\text{当該会計年度前払金額} + \text{当該会計年度の中間前払金額}) / \text{当該会計年度の出来高予定額}$$

(2) 中間前払金の支払いを受けていない場合の算式

$$\text{部分払金の額} \leq \text{建設業務費相当額} \times 9 / 10 - (\text{前会計年度までの建設業務費に係る支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) - \{ \text{建設業務費相当額} - (\text{前会計年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額}) \} \times \text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額}$$

8 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、協議による。

(部分引渡し)

第52条 発注者は受注者に対して、工事目的物の部分の部分引渡しを請求しないものとする。

(第三者による代理受領)

第53条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対してこの契約の規定に基づく請負代金の支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する事業中止)

第54条 受注者は、発注者がこの契約の規定に基づく請負代金の支払い（前金払、中間前金払及び部分払を含む。）を遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、事業の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が事業を中止した場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が事業の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の事業の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第55条 発注者は、納品後又は引き渡し後の成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者のうち当該成果品に係る設計業務、建設業務又は工事監理業務の担当企業に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる（以下本条における受注者の義務は、いずれも当該成果品に係る設計業務、建設業務又は工事監理業務の担当企業に適用されるものとする。なお、当該契約不適合が設計業務又は建設業務のいずれかに起因するものの、そのいずれか一方のみに起因するか明らかではない場合においては、当該起因業務を受注者が明らかにするまでの間は、設計企業及び建設企業が連帯して本条に基づく債務を負担しなければならない。）。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて請負代金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負代金額の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 第1号から第3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても

履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(跡請保証)

第55条の2 発注者は、第45条第4項の規定による引渡しを受ける場合、必要があると認めるときは、受注者のうち当該成果品に係る業務の担当企業に一定の期間跡請保証の誓約をさせることができる。

- 2 前項の規定により跡請保証をさせる場合、当該受注者は発注者の定める保証金を納付しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定により跡請保証をしたときは、その期間内に義務を履行しなければならない。
- 4 発注者は、跡請保証期間満了後、受注者の立会いのもとに検査を行い、検査に合格したときは、受注者に跡請保証金を返還しなければならない。
- 5 受注者が、第3項の義務を履行しないときは、跡請保証金は発注者に帰属する。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第56条 受注者の責めに帰すべき事由により事業期間内に本事業を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 第1項の損害金の額は、請負代金額からこの契約の規定による部分引渡し、部分払及び出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第46条第2項（本約款内で準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(債務不履行に対する受注者の責任)

第56条の2 受注者がこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、当該債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項において受注者が負うべき責任は、第45条第2項又は第51条第3項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 第1項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第45条第4項の規定により工事目的物の引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その違反が、受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求を行うことができる期間は、本事業の完了の日から10年とする。
- 4 発注者は、本事業の完了の際に、受注者のこの契約に関して違反があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該履行の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその違反があることを知っていたときは、この限りでない。
- 5 第1項の規定は、受注者の契約違反が入札説明書等の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

第57条 発注者は、本事業が完了するまでの間は、次条又は第59条の規定によるほか、必要

があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第58条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 成果品が事業期間内に完成しないとき又は事業期間経過後相当の期間内に成果品の完成する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第3条第1項、第19条第1項、第20条第1項に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 契約の履行に当たり発注者若しくは監督員の指揮監督に従わないとき又はその職務の執行を妨害し、契約の目的が達せられないとき。
- (5) 正当な理由なく、第55条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第59条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第7条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 成果品を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が工事目的物を除却した上で再び建設しなければ、この契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者が成果品の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 成果品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 第1号から第6号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第61条又は第62条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団関係法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第60条 第58条各号又は前条各号（第8号及び第10号を除く。）に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第58条、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第60条の2 第6条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第58条各号又は第59条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の事業者を選定し、本事業を完了させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた事業者（以下この条において「代替履行业者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行业者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

(2) 本事業完成債務

(3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第41条の規定により受注者が履行した本事業に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行业者から受けた場合には、代替履行业者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第61条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第62条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第31条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第33条の規定による工事目的物の施工の中止期間が事業期間の10分の5（事業期間の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第63条 第61条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第61条、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第64条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が違約金を徴収する必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 第58条又は第59条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項第1号の場合（第59条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(解除に伴う措置)

第65条 発注者は、この契約が成果品の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物の出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第48条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第51条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第58条、第59条又は第64条第2項によるときあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）に定める割合で計算した額

の利息を付した額を、解除が第57条、第61条又は第62条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、事業用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、事業用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は事業用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、事業用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第58条、第59条又は第64条第2項の規定によるときは発注者が定め、第57条、第61条、又は第62条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 成果品の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（設計業務及び工事監理業務に係る解除の効果）

第65条の2 この契約が解除された場合には、第1条第3項及び同条第5項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に設計業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。当該引渡しを受けたときは、引渡しを受けた部分については発注者の所有とするとともに、発注者はその引渡しを受けた既履行部分に相応する設計業務費（以下「既履行部分設計業務費」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、出来形部分がある場合において、発注者は、工事監理業務に関する出来形部分に係る確認後、出来形部分に相応する工事監理業務費と既履行部分設計業務費を合わせた費用（以下、「既履行部分業務費」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 4 前2項に規定する既履行部分業務費は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（発注者の損害賠償請求等）

第66条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害（ただし、第3号の場合は、当該違約金を超える額の損害に限る。）の賠償を請求する

ことができる。ただし、次の第1号又は第2号に該当することが、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、発注者は当該請求を行えないものとする。

- (1) 事業期間内に入札説明書等及び技術提案書に基づく各業務を完了することができないとき。
 - (2) この成果品に契約不適合があるとき。
 - (3) 第64条第1項各号のいずれかに該当する場合において、発注者の受けた損害が同項に規定する違約金の額を超える場合
- 2 前項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）に定める割合で計算した額とする。

（受注者の損害賠償請求等）

第67条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第61条又は第62条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第46条第2項（第52条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）に定める割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第68条 発注者は、引き渡された成果品に関し、第45条第4項（第52条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 第1項及び前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された成果品の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(発注者によるモニタリング)

第69条 発注者は、入札説明書等に規定するモニタリング対象に対しモニタリングを行う。モニタリングの結果、モニタリング対象が入札説明書等の内容を満たしていないと発注者が判断した場合は受注者に対し業務是正指示等を行う。

(受注者によるモニタリング)

- 第70条 受注者は業務内容・成果品に対して、成果品の納品前又は引渡し前を含む適切な時期に、定期的なセルフモニタリングを行う。
- 2 受注者はセルフモニタリングの実施方法、実施結果の報告方法、実施結果の評価方法並びに評価を踏まえた改善計画作成の手順、改善内容の経過観察方法等を含むセルフモニタリング計画書を契約後速やかに作成し、発注者の承諾を受けるものとする。
 - 3 セルフモニタリング計画書は業務履行状況に合わせ随時改善し、実効性の高い内容としなければならない。

(法令変更の通知の付与及び協議)

- 第71条 受注者は、この契約締結日以後に法令が変更されたことにより、成果品について入札説明書等、技術提案書及び設計図書等に従い入札説明書等に規定する各業務を実施することができなくなった場合は、その内容の詳細を直ちに発注者に対して通知しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、当該通知以後、この契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。ただし、発注者及び受注者は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 2 発注者が受注者から前項の通知を受領した場合、発注者及び受注者は、当該法令変更に対応するために、速やかに成果品の内容、成果品の引渡予定日、要求水準書等の変更について協議する。当該協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から60日以内に要求水準書等の変更について合意が成立しない場合は、発注者が法令変更に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い本事業を継続する。
 - 3 法令変更により、入札説明書等に規定する各業務につき受注者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、発注者と受注者が協議をして定める。

(談合行為に対する措置)

- 第72条 受注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の2に相当する額を支払わなければならない。この契約による工事目的物が完成した後においても、同様とする。
- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条

に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。

- (2) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 受注者が共同企業体である場合において、受注者が解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に前項の規定による支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。
 - 3 第1項に規定する場合においては、発注者は、直ちにこの契約を解除することができる。
 - 4 前3項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（火災保険等）

- 第73条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を入札説明書等に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付きなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
 - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（賠償金等の徴収）

- 第74条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）に定める割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）に定める割合で計算した利息を付した額の延滞金を徴収する。

（契約保証金の返還等）

- 第74条の2 発注者は第45条第4項の規定による引渡しを受けたときは、契約保証金又は契約保証金に代わる担保となる有価証券等を返還しなければならない。ただし、第55条の2に規定する跡請保証のため受注者の申出がある場合は、その全部又は一部を跡請の保証金に充当することができる。
- 2 発注者は、この契約が解除された場合は、契約保証金又は契約保証金に代わる担保となる有価証券等を返還しなければならない。ただし、第58条又は第59条の規定により発注者がこの契約を解除した場合は、この限りでない。

（あっせん又は調停）

- 第75条 本約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったとき、受注者が発注者の定めたものに不服がある場合、その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による北

海道建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、第3条第1項、第19条第1項、第20条第1項に規定する技術者又はその他受注者が工事目的物を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事目的物の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第24条第2項の規定により受注者が決定を行った又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに第24条第2項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第76条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第77条 本約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（下請代金の支払事項の遵守）

第78条 受注者は、建設業法第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）、第24条の2（下請負人の意見の聴取）、第24条の3（下請代金の支払）、第24条の4（検査及び引渡し）、第24条の5（特定建設業者の下請代金の支払期日等）及び第24条の6（下請負人に対する特定建設業者の指導等）の規定を遵守しなければならない。

（下請工事に関する紛争の防止）

第79条 受注者は、下請工事の施工に関し、紛争が生じないように努めなければならない。

（その他）

第80条 受注者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び建設業法、労働基準法、労働組合法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守するものとする。

- 2 この契約約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用（直接工事費）

円（税抜き）

（注） ・運搬費を含む。

(別紙2) 建築士法第 22 条の3の3に定める記載事項

対象となる建築物の概要	
業務の種類、内容及び方法	

(設計業務の場合) 作成する設計図書の種類	
(工事監理業務の場合) 工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法	

設計（意図伝達）に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】：	
【資格】：（ ）建築士	【登録番号】：
【氏名】：	
【資格】：（ ）建築士	【登録番号】：
(建築設備の設計（意図伝達）に関し意見を聴く者)	
【氏名】：	
【資格】：（ ）設備士	【登録番号】：
（ ）建築士	
工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】：	
【資格】：（ ）建築士	【登録番号】：
【氏名】：	
【資格】：（ ）建築士	【登録番号】：
(建築設備の工事監理に関し意見を聴く者)	
【氏名】：	
【資格】：（ ）設備士	【登録番号】：
（ ）建築士	

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分（一級、二級、木造）	（ ）建築士事務所
開設者氏名	(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

(別紙3) 請負代金額の算定及び支払方法

この契約に定める請負代金額は以下の項目より構成される。

1. 請負代金額の構成

請負代金額は以下の項目から構成される。

番号	支払項目名	支払内容
A	設計業務費	①基本設計費 基本設計業務に関する必要な一切の費用（調査費用等（測量等その他必要な調査）を含む。） ②実施設計費 実施設計業務に関する必要な一切の費用 ③上記に対する消費税等
B	建設業務費	①工事費 建設業務に関する必要な一切の費用 ②上記に対する消費税等
C	工事監理業務費	①工事監理費 工事監理業務に関する必要な一切の費用 ②上記に対する消費税等

2. 請負代金額の支払方法等

(1) 設計業務費（A）

ア 基本設計費

① 支払方法

発注者は、基本設計業務に係る基本設計図書の引渡しを受けた場合に、基本設計費を支払う。

② 支払手続

発注者が基本設計業務に係る基本設計図書の引渡しを受けた年度の最終月の末日までに、受注者は発注者に対して請求書を送付することとする。発注者は適法な請求書を受領してから30日以内に所定の基本設計費を受注者に対して支払う。

イ 実施設計費

① 支払方法

発注者は、実施設計業務に係る実施設計図書の引渡しを受けた場合に、設計業務費に係る残額を支払う。

② 支払手続

発注者が実施設計業務に係る実施設計図書の引渡しを受けた年度の最終月の末日までに、受注者は発注者に対して請求書を送付することとする。発注者は適法な請求書を受領してから30日以内に設計業務費に係る残額を受注者に対して支払う。

(2) 建設業務費（B）

ア 支払方法

発注者は、第46条に基づき、完成払いを行うほか、令和11年度（2029年度）から令和12年度（2030年度）に、受注者より請求があった場合に第51条に基づき部分払を行う。

なお、第48条に基づき、前金払い、中間前金払いも可能とする。

イ 支払手続

第46条、第48条又は第51条の定めに従う。発注者が引渡しを受けた年度の最終月の末日までに、受注者は発注者に対して請求書を送付することとする。発注者は適法な請求書を受領してから40日以内に所定の建設業務費を受注者に対して支払う。

(3) 工事監理業務費（C）

ア 支払方法

発注者は、第46条に基づき、完成払いを行う。

イ 支払手続

第46条の定めに従う。発注者が引渡しを受けた年度の最終月の末日までに、受注者は発注者に対して請求書を送付することとする。発注者は適法な請求書を受領してから30日以内に所定の工事監理業務費を受注者に対して支払う。

3. 建設業務費の改定

(1) 賃金水準又は物価水準の変動の場合

ア 発注者又は受注者は、この契約の締結日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により本事業に係る入札公告日と比較して建設業務費が不相当となったと判断した場合には、建設業務費の変更を相手方に請求して協議することができる。

イ 本(1)に基づく建設業務費の変更には札幌市建設工事請負契約約款第26条第1項から第4項及び第8項を準用するものとし、上記各項における「請負契約」、「請負代金額」は、それぞれ「この契約」、「建設業務費」と読み替える。

ウ 本(1)に基づく建設業務費の変更に係る札幌市建設工事請負契約約款第26条第3項の準用にあたっては、以下に定めるところによる。

(ア) 基準日(請求があった日から起算して14日以内で発注者と受注者が協議して定める日をいう。以下同じ。)において確認できる最新の指標(以下「最新の指標」という。)により評価する。

(イ) 改定率、計算方法

変動前残建設業務費(建設業務費から基準日における出来形部分に相応する金額を控除した額をいう。以下同じ。)に対して、最新の指標に基づいて計算された変動後建設業務費が1.5%を超えて変動した場合に、建設業務費の改定を行う。

(i) 改定率

使用する指標	計算方法
「建設物価 建築費指数」－「都市別指数(札幌)」－「構造物平均 S」 ただし、提案された構造種別に応じて上記指標とは別の指標を採用する可能性がある。－「工事原価」 ※原則として上記指標を用いるものとする。ただし、当該指標の変動率が、実際の市場における労務費、資材費等の変動状況と著しく乖離していると認められる相当の事由がある場合には、受注者は客観的な実勢価格を証明する資料(一般財団法人建設物価調査会等の第三者機関が公表する価格データ、又はこれに準ずる客観的な市場調査資料等)を提出し、発注者と協議の上、実勢価格の変動を適切に反映し得る他の指標又は算定方法を採用することができる。	改定率①

$$\text{改定率①} = a \div b - 1$$

a: 基準日において確認できる最新の年月の建築費指数(暫定値も可)

b: 本事業の入札手続に係る入札公告時点の建築費指数

※ 2回目以降の変更においては、「入札公告時点の建築費指数」を「本項に基づき建設業務費を改定した最後の時点(以下「前回変更時点」という。)において確認できた最新の年月の建築費指数」と読み替える。

※ 改定率は小数点以下第3位までを有効とし、第4位以降は切り捨てるものとする。

(ii) 変更後の建設業務費の算定

変更後の建設業務費は、以下の算定式によって算出される金額(以下、「変更後の残建設業務費」という。)に、建設業務費のうち基準日における出来形部分に相応する金額を加算した金額とする。

- (a) 改定率① $>$ 0.015の場合
 変更後の残建設業務費
 $=$ 変動前残建設業務費 \times (1+改定率①-0.015)
- (b) 改定率① $<$ -0.015の場合
 変更後の残建設業務費
 $=$ 変動前残建設業務費 \times (1+改定率①+0.015)

(ウ) 建設業務費内に採用単価の異なる費用が含まれる場合の取扱い

上記(イ)にかかわらず、設計変更等により建設業務費内に入札公告時点又は前回変更時点の単価を採用した費用以外の費用(以下「増額変更対象部分」という。)が含まれている場合は、次のとおり取り扱うこととする。

(i) 建設業務費のうち、増額変更対象部分については、以下のとおり取り扱うこととする。

- (a) 「(イ)改定率、計算方法」のうち「(i)改定率」で「改定率①」とあるのは「改定率①a」と、「入札公告時点の建築費指数」とあるのは「受注者から提出された増加費用の発生に係る通知を発注者が受領した日が属する年月の建築費指数」と、それぞれ読み替えるものとする。
- (b) 「(イ)改定率、計算方法」のうち「(ii)変更後の建設業務費の算定」で「変更後の残建設業務費」とあるのは「変更後の増額変更対象部分残建設業務費」と、「変動前残建設業務費」とあるのは「変動前増額変更対象部分残建設業務費(建設業務費から入札公告時点及び前回改定時点の単価を採用した部分に相応する金額、並びに基準日における出来形部分に相応する金額(増額変更対象部分に限る。)を控除した額をいう。）」と、それぞれ読み替えるものとする。

(ii) 建設業務費のうち、増額変更対象部分を除いた部分の建設業務費については、「(イ)改定率、計算方法」のうち「(ii)変更後の建設業務費の算定」で「変更後の残建設業務費」とあるのは「変更後の残建設業務費(変更後の増額変更対象部分残建設業務費を除く。）」と、「変動前残建設業務費」とあるのは「変動前残建設業務費(変動前増額変更対象部分残建設業務費を除く。）」と、それぞれ読み替えるものとする。

(iii) 上記(i)及び(ii)の適用の結果として、「(イ)改定率、計算方法」のうち「(ii)変更後の建設業務費の算定」で「変更後の残建設業務費」は、変更後の残建設業務費(変更後の増額変更対象部分残建設業務費を除く。)に変更後の増額変更対象部分残建設業務費を加算した金額となり、「変更後の建設業務費」は、かかる金額に建設業務費のうち基準日における出来形部分に相応する金額を加算した金額となる。

(2) 特別な要因による主要な工事材料の価格の著しい変動の場合

特別な要因により事業期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じた場合における建設業務費の改定については、以下のとおりとする。

ア 発注者又は受注者は、特別な要因により事業期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、建設業務費の金額が不相当となった場合には、前記(1)によるほか、建設業務費の変更を相手方に請求することができる。

イ 本(2)に基づく建設業務費の変更には札幌市建設工事請負契約約款第26条第5項、第7項及び第8項を準用するものとし、上記各項における「請負契約」、「請負代金額」は、それぞれ「この契約」、「建設業務費」と読み替える。

ウ 本(2)に基づく建設業務費の変更には札幌市の「単品スライド条項運用基準」を準用するものとし、必要な読み替えは、発注者が受注者と協議の上、定める。その他、発注

者及び受注者は、本（２）に基づく建設業務費の変更につき、国土交通省の「単品スライド条項運用マニュアル」等の資料を参照するものとし、札幌市の「単品スライド条項運用基準」とこれらの資料との間に矛盾又は相違がある場合には、これらの資料の内容の採否については、発注者が受注者と協議の上、定める。

（３） 急激なインフレーション・デフレーションの場合

予期することのできない特別の事情により、事業期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じた場合における建設業務費の改定については、以下のとおりとする。ただし、本（３）に基づく建設業務費の改定が行われたことがある場合には、最後の改定から１年を経過するまでは、新たに本（３）に基づく建設業務費の改定を行うことはできないものとする。

ア 発注者又は受注者は、予期することのできない特別の事情により、事業期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、建設業務費が著しく不相当となった場合には、建設業務費の変更を相手方に請求することができる。

イ 本（３）に基づく建設業務費の変更には札幌市建設工事請負契約約款第26条第6項から第8項を準用するものとし、上記各項における「請負契約」、「請負代金額」は、それぞれ「この契約」、「建設業務費」と読み替える。

ウ 本（３）に基づく建設業務費の変更に係る札幌市建設工事請負契約約款第26条第3項の準用にあたっては、前記（１）の規定を準用する。ただし、前記（１）ウ(イ)改定率、計算方法のうち「1.5%」とあるのは「1.0%」と、「0.015」とあるのは「0.01」と、それぞれ読み替えるものとする。